

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（227）」
2. 日時：平成29年7月24日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室室長代理 他8名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、本日の提出資料に基づき、防潮堤の設計変更に伴う再評価が必要な事項以外の事項に関する説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 提出資料について、防潮堤の設計変更（位置及び構造）を踏まえた構成とするように整理して提示すること。
 - 「東海第二発電所に影響を与える可能性のある保管施設に対する評価」の対象施設のうち JAEA の使用済燃料貯蔵施設（北地区）について、公衆被ばく線量評価により影響ないとしているが、当該施設が東海第二発電所に与える火災影響について整理して提示すること。
 - 防潮堤の設計変更によりL3事業所等が防火帯の外になることから、当該施設の火災と森林火災の重畳、火災防護対策等について整理して提示すること。
 - FARSITE 入力データの「非燃焼領域」を維持するためにどのような運用を行うのか整理して提示すること。
 - FARSITE 入力データの各データにおける保守性の考え方について、整理して提示すること。
 - 発電所周辺の植生等の状況に関する知見の収集について、基本方針、頻度等を整理して提示すること。

- 航空機墜落による火災影響評価における離隔距離の算出方法で、各施設間の離隔範囲が重なった部分の面積をそれぞれの施設に分配して離隔距離を求めているが、その妥当性と先行事例を整理して提示すること。
- 発電所敷地周辺の危険物貯蔵施設の火災・爆発の影響評価において、n-ヘキサンが10万kl貯蔵されていると想定した考え方について、整理して提示すること。
- 非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタ内への流入空気の許容温度を53℃としている根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部火災影響評価 ヒアリング（7/24）、（7/31）及び審査会合（8/3）における説明について
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） 東海第二発電所の特徴について
- ・ 東海第二発電所 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について